

千葉市重度ねたきり身体障害者等寝具乾燥サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度ねたきり身体障害者等が使用する掛布団、敷布団、毛布及びマットレス（以下「寝具」という。）の乾燥及び丸洗い（以下「寝具乾燥サービス事業」という。）を実施することにより、重度ねたきり身体障害者等の保健衛生の向上を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度ねたきり身体障害者等」とは、居宅においておおむね継続して6月以上臥床し、食事・入浴・排便等日常生活のほとんどに介護を要する状態にある寝具を衛生的な状態に保つことが困難な18歳以上であって、同居家族又は他の介護サービスによる介護を十分に受けられない者のうち、次の各号の一に該当するものをいう。ただし、65歳以上の者については、65歳到達前から寝具乾燥サービス事業を利用していたものに限る。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和24年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により本市の支給決定を受けている者

(対象者)

第3条 寝具乾燥サービス事業の提供を受けることができる者は、本市に住所を有する在宅の重度ねたきり身体障害者等とする。

(実施方法)

第4条 寝具乾燥サービス事業は毎年度4月から3月までを有効期間とする。提供回数は、1世帯につき、寝具の乾燥は月1回を限度とし、そのうち年1回は寝具の丸洗いを実施することができる。

2 寝具乾燥サービス事業は、本市が寝具乾燥サービス事業に係る委託契約を締結した業者（以下「委託業者」という。）の寝具乾燥車を対象者宅へ派遣して行うものとする。

(申請)

第5条 寝具乾燥サービス事業の提供を受けようとする者は、寝具乾燥サービス利用申請書（様式第1号）に、誓約書兼同意書（様式第1号の2）を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前条第1項の規定により決定を受けた者は、毎年度3月末日までに寝具乾燥サービス現況届（様式第9号）を市長に申請しなければならない。

3 前項に規定する寝具乾燥サービス現況届（様式第9号）の提出があったときは、第7条及び第8条に定める事項に係る寝具乾燥サービス利用変更届（様式第5号）及び寝具乾燥サービス利用廃止届（様式第6号）の提出があったものとみなす。

（決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、寝具乾燥サービス事業の提供の可否を決定したときは、寝具乾燥サービス利用決定通知書（様式第2号）又は寝具乾燥サービス利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により寝具乾燥サービス事業の提供を決定したときは、寝具乾燥サービス依頼書（様式第4号）により委託業者に通知し、寝具乾燥車の派遣を依頼するものとする。

（変更の届出）

第7条 寝具乾燥サービス事業の提供を受けている者（以下「利用者」という。）は、第5条の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、寝具乾燥サービス利用変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

（廃止の届出）

第8条 利用者が次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に対し、寝具乾燥サービス利用廃止届（様式第6号）を提出しなければならない。

（1）第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

（2）寝具乾燥サービス事業を利用する必要がなくなったとき。

2 市長は、第5条第2項及び前項の届出があったときは、その内容を調査し、廃止を決定したときは、寝具乾燥サービス依頼書により委託業者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第9条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、寝具乾燥サービス事業の利用決定を取り消すことができる。

（1）前条第1項第1号に該当するとき。

（2）偽りその他不正の手段により寝具乾燥サービス事業を利用したとき。

2 市長は、前項に定める取消しを決定したときは、寝具乾燥サービス利用取消通知書（様式第7号）により利用者に通知し、寝具乾燥サービス依頼書により委託業者に通知するものとする。

(利用料金)

第10条 利用者は、無料で、寝具乾燥サービス事業の提供を受けるものとする。

- 2 委託業者は、利用者に寝具乾燥サービス事業を提供した月は、寝具乾燥サービス事業実施報告書（様式第8号）に利用確認書（様式第8号の2）を添付して、市長に対して別に定める額を請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、寝具乾燥サービス事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。